

農地法許可申請書・届出書に添付する書類

番号	書類の種類	許可申請			届出				備考
		3条	4条	5条	相続による届出	現況証明書	農業用施設	形状変更	
1	申請書・届出書	○	○	○	○	○	○	○	
2	委任状 (申請者以外が窓口に来られる場合)	△	△	△					
3	申請土地の位置図	○	○	○		○	○	○	住宅地図等
4	申請・届出土地の公図〔集積図〕の写	○	○	○		○	○	○	法務局
5	申請・届出土地の全部事項証明書 (登記官印が付されたもの)	○	○	○	○	○	○	△	法務局
6	譲渡人及び譲受人の住民票の 抄本(それぞれ本人分のみ)	○		○					町民課(住民担当)
7	法人の場合は、登記事項証明書又は 定款若しくは寄附行為の写し		△	△					法務局等
8	建物或いは施設の配置図 ※場合によっては断面図も必要になります。		○	○			○		建設業者等
9	建物或いは施設の建設図 (平面図及び立面図)		○	○			○		建設業者等
10	排水承諾書		○	○			○	○	分館長 水利委員
11	隣地承諾書		○	○			○	○	隣接の農地所有者
12	被害防除計画書		○	○			○	○	計画図
13	道路、河川、水路、開発協議等、他法令に 関する場合は、許可書、申請書等の写		△	△			△	△	農林建設課 (建設担当)
14	資金証明書(預金証明・融資証明)及 び資金計画書		○	○					金融機関等
15	小作地の場合は解約の届出	△	△	△			△	△	
16	誓約書	○	○	○			○	○	本人
17	農業委員土地確認願	○	○	○		○	届出書内に 記入欄あり	届出書内に 記入欄あり	

- ☆ ○は1部必要です。△は該当の場合は1部必要です。
- ☆ 提出期限は原則として毎月20日です。20日が閉庁日の場合は直前の開庁日が提出期限になります。
- ☆ 建物等を建設する場合には、別途建築確認申請が必要です。
- ☆ 直前に分筆をした場合には、地積測量図が必要です。
- ☆ 排水承諾書・隣地承諾書については、どうしても貰えない場合は、理由書の添付に代えることも可能です。
- ☆ 適正な面積として、一般住宅の場合、建ぺい率23%以上であることが必要です。